

元朝怯薛考

箭内

五

余頃日元代に於ける蒙古人治下の色目漢人の狀態に就いて研究せる際、偶々禁庭宿衛(怯薛)の士の歴代寵遇を擅にしたるの事實に想到し、少しく調査せる結果、其の組織及び職掌等の頗る特色を有し、又實に親軍中の親軍とも謂ふべきものにして、其の健全なると否とは大に元室の盛衰と關連するものあるを知れり。因つて此の一編を草し博雅の是正を仰ぐ。怯薛と色目漢人との關係に就いては、不日將に世に問はんとする「色目考」に於いて詳説すべし。

目次

- | | |
|--------------|----------|
| 一 怯薛の創設 | |
| 1 怯薛の組織 | 2 怯薛の職掌 |
| 二 四怯薛 | |
| 1 四怯薛の長 | 2 四怯薛の交代 |
| 三 四怯薛の員數 | |
| 四 怯薛と怯薛以外の親軍 | |
| 五 怯薛の寵任と功過 | |
| 六 怯薛の功過 | |

一 忌薛の創設

1 忌薛の組織

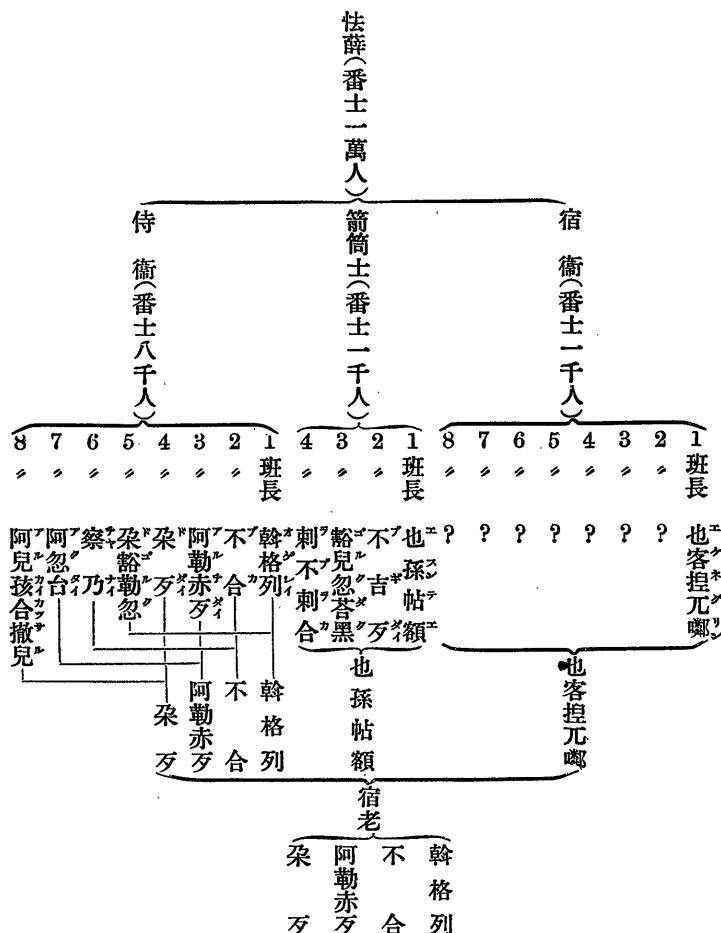
忌薛の創設は太祖成吉思汗第二次の即位前二年(西暦一二〇四年)の春、親ら乃蠻を征せんとて、今
の外蒙古車臣汗部の東南境なる喀爾喀河邊に勢揃へして、千戸百戸牌子頭即ち扯兒賓即ち等を任命せし時に在り、即ち千戸百戸牌子頭及び白身者の子弟にして技能體格共に優秀な
ものを選抜して五百五十人を得之を忌薛歹即ち番士と名け、内八十人を以て客ト帖兀勒
即ち宿衛を、七十人を以て土兒合兀惕即ち侍衛を、四百人を以て豁兒赤即ち箭筒士を組織し、
幹歌列アラカルを侍衛の長に任じ、阿兒孩合撒兒アイカサルを忌薛の長即ち番直の長に任ぜり。¹

成吉思汗實錄三頁に見ゆる此時の勅に「千を千とし、百を百とし、十を十とし畢へて、八十の
宿衛七十の侍衛を、そこに番士に選びて入らしむるに、千戸百戸の官人どもの子ども弟ども
を、次に自身の人の子ども弟どもを入らしむるに、技能あり身材好き者どもを選びて入らし
めたり。そこに阿兒孩合撒兒アーラカルに恩賜して勇士どもを選びて千夫とせよ、戰ふ日には我が前
に立ちて戰へ、多くの日は我が侍衛の番士となれ」、「七十の侍衛には幹歌列扯兒必長となりて
居れ、忽都思合勒潺スカニラと議り合ひて居れ」とありて、一言箭筒士の事に及はず。又即位の初、番士
の増員を布告するの勅にも「前に八十の宿衛あり、七十の侍衛の番士有りたりき、今長生トヨシの上、
帝タミの力にて天アマツカニ・地ミツカニに力勢を添へられて、普き國民を匡して、獨の調度の内に入れたる時、今

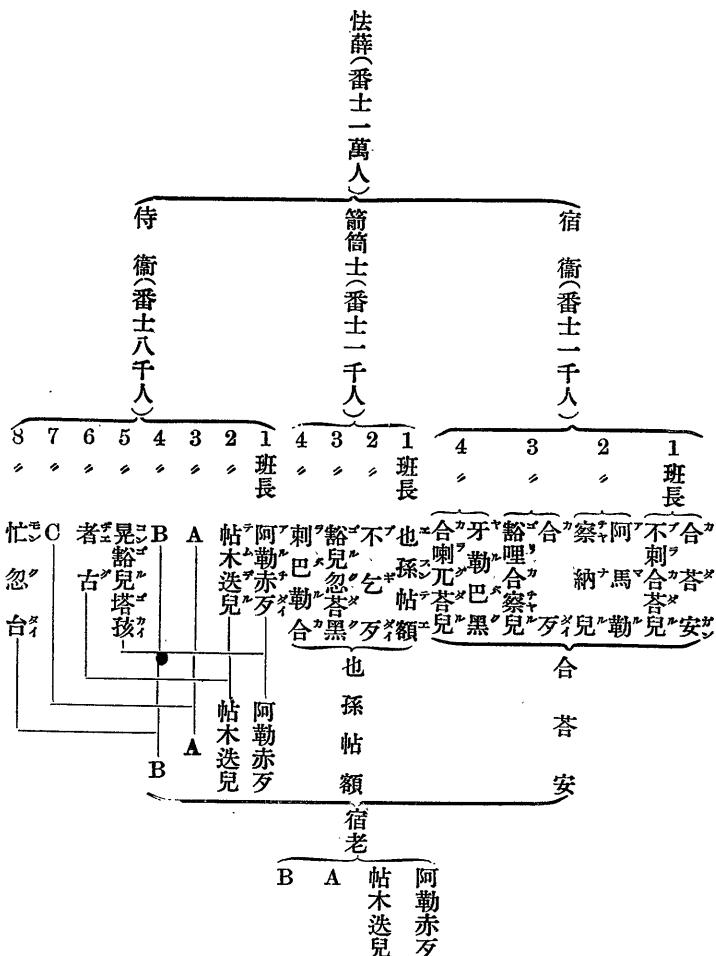
我が處に番直する侍衛を、千戸千戸より選びて入れよ入るゝには宿衛箭筒士侍衛に入るゝには萬に満たせ入れよ^(三六)とありて、乃蠻征伐の年已に箭筒士隊の組織ありしと言はざれども、(一)即位の際の勅の一に前に四百の箭筒士を選びたり、選びて箭筒士に者勒蔑^{チヌ}の子也孫帖額^{チヌ}長となりて、秃格^{チヌ}の子不吉歹^{チヌ}と議り合ひて居れと云へり、^(三七)とあるは、乃蠻征伐の年、四百人の番士を以て箭筒士隊を組織したることを推測せしむべし。又(二)即位の際の勅の一に、也孫帖額不吉歹等の率ゆる箭筒士を大箭筒士と呼ぶべしと宣したるは、老宿衛、大侍衛などの榮稱を賜はりしがが、孰れも皆創設當時よりの宿衛侍衛に外ならざりしに由つて之を考ふるに、此の所謂大箭筒士は、決して即位後新に編成せられたる箭筒士隊の一部にあらずして、已に存せる四百の箭筒士なりしや疑なし。更に思ふに、(三)乃蠻征伐の年、阿兒孩合撒兒に對する勅に、勇士どもを選びて千夫とせよ、……とあるは、那珂博士も推測せられし如く、此の人を親軍千夫の長となせるなり、若し果して宿衛侍衛合せて僅に百五十人の親軍なりきとせば、其の長を千夫長と名くること決して穩當ならず。以上三個條の理由によりて吾人は創設當時既に箭筒士隊の存せしことを認め、怯薛軍の全數を五百五十人と推定せんと欲するものなり。²

太祖第二次の即位(六年)^(一)の際、八十八人の千戸を任命せる結果、怯薛の規模大に擴張せらる、怯薛歹の數は、一萬人となり、殆ど元一代の定制と爲れり。今成吉思汗實錄の記事に據り、更に卑見を加へて太祖太宗二朝の怯薛表を作り、以て其の組織の一班を示すこと左の如し。

表薛怯朝祖太 (一)



表薛怯朝宗太 (二)



此の二表は已に一言せる如く、成吉思汗實錄の記事に吟味を加へて作れるものなり、今實錄の記事と異なる諸點に就いて簡略なる説明をなすべし。

第一表。

(イ) 實錄には宿衛隊の分班を言はず、たゞ其の隊長也客捏兀鄰の名を傳ふるのみ

なれども箭筒士侍衛二隊の例より考へ、分班の事ありしを疑はず、且つ太宗朝宿衛隊が四班に分れ、各班二人の長ありし事實と、太祖朝侍衛隊が八班に分れて各班一人の長ありし事實とに照し、太祖朝の宿衛隊は八班に分れたりしものと推定す。或は八班が更に四大班に区分せられしこと、太祖朝の侍衛隊及び太宗朝の宿衛隊の如くなりしかとも想像せられざるにあらねど、今姑く表の如くに定む。(ロ) 實錄には不合阿勒赤歹・朵歹・朵豁勒忽の四人を「侍衛の四班の宿老」と呼びたれども、斡格列は侍衛隊の首班の長なり、又乃^{ナム}蠻親征の年、怯薛を創設したる際、侍衛隊長たりし故を以て、當時彼の統率せる七十の侍衛番士は永く「大侍衛」の榮稱を有せり、而して彼は又太祖創業の元勳博爾虎の弟なり(實錄一〇九頁)此かる経歷ある斡格列その人が「侍衛の宿老」たるを得ずして、他の班長の下風に立てりとは思はれず。以上の理由に基づき、吾人は侍衛八班長中、最初の四人を以て所謂「侍衛の四班の宿老」と爲し、實錄の誤謬は編者が偶然第一班長の名を見落したる結果に外ならずと認む。(ハ) 實錄に「侍衛の四班の宿老」とあるは穏當なる稱呼にあらず、正しくは「侍衛の四班の長」といふべきものなり。何となれば、四宿老は蒙古語に Dörben Keslighüü Öökü 祕史の衆兒邊客失兀敦斡脱古。單數にて Kesh-ik-ün Öökü といひ、四つの番直の長老の義なり、祕史の舊譯に「四班護衛的每爲長的每」と譯し

たるは正しく、即ち元史の「四怯薛之長」に當る、而して四人の宿老は事實上皆侍衛の班長を以て之に充てられたれど、既に「^{シテ}怯薛客失克」の長と稱する以上、又實錄(即ち祕史)に記する所の彼等の職掌より見ても、實に全怯薛の長たりしや疑を容れざればなり。(ニ)又侍衛の八小班長換言すれば八人の千人長中、最初の四人は四大班長なること明かなれども、殘れる四人の小班長は如何様に此四大班長に分属せしかば知り難きを以て、姑らく推測によりて表に見るが如くに假定せり。

第二表。(イ)實錄には太宗朝怯薛軍の全數宿衛箭筒士侍衛三隊の員數に就いて何等の記載なきも、軍の定員一萬人は永く後世の準據する所たりしを以て、一に太祖朝の其れに同じかりしものと推定せり。(ロ)宿衛隊は先づ八班に分れ、更に四大班と爲しゝものかとも思はるれど、姑らく記事のまゝに従ふ。實錄に「合荅安不刺合荅兒二人は一班となりて議り合ひて番直に入りて……」とあれば、首班の長は合荅安にて、不刺合荅兒は副長ともいふべきものならん。(ハ)實錄には茲にも「侍衛の番直の宿老」なる稱呼を用ゐたれど、正しくは「侍衛の番直の長」といふべかりしこと、前の場合と同じ。(ニ)侍衛は四班トあれど、太祖朝の制と同じく、八小班の存在を疑ふ能はず。(ホ)侍衛隊二班の長の實錄に見えざるは、那珂博士の説の如く、確かに誤脱なり。(ヘ)茲にも「^{シテ}議り合ひて」の語あり、又最後に「忙忽台に輔けさせ知りて一班の侍衛を整へて入れ」とあるによりて忙忽台は最後の班の副長と推定す、隨て〇はAの副長、者古は帖木迭兒の副長、晁豁兒塔孩は阿勒赤歹の副長なりと推定す。(ト)以上の推定に基づき、

太祖朝の例に従つて侍衛隊八小班長の順序を表の如くに定めたり。

註

1 今少しく怯薛、怯薛歹、客ト帖兀勒、土兒合兀惕、裕兒赤等の蒙古語の音義に就いて述べし。さて怯薛は元史の兵志には「怯薛者猶言番直宿衛也」と記し、祕史(卷七)には客失克と書きて之を直班と譯し、成吉思汗實錄には番直と譯せり。Kowalewsky の Dictionnaire mongol-russe-française によるに、蒙語 *kebilik* (*keshilik*) に恩恵、寵愛、親切、善行、幸福、慈善などの義あり、現存の蒙語中 *keslik* と近似せる語により番直の義を有するものなければ、怯薛、客失克は *keslik* の對音に外ならざるべし。Yule は同じ字書に、*kichiyku*(*kichyeku*) なる語が、熱心なる、勤勉なる忠誠なるなどの義あるは、Marco Polo が *keshikan* の義を *knights devoted to their Lord* 解せるに一致すれば、さて *keslik* を棄て、*kichyeku* を採りたれども、(Col. Yule, Marco Polo. Vol. I. P. 366, 367, note.) 此くては怯薛の對音としては兎もかく、客失克の對音としては如何あらん。さて怯薛を組織する番士が朝廷より非常に寵遇せられしこと、天子より特別なる恩恵を與へられたることは、後文に述ぶるが如くなれば、恩恵、寵愛等の義を有する *Keshlik* なる語が此軍隊の名稱となりしは、「天子の恩恵を被れるもの」「天子の寵愛を受けたるもの」の義なるべし。要するに、怯薛又は客失克を番直宿衛などと譯するは、此の語の原義にあらずして、此の名を有せる禁軍の職掌に由れるものなること殆んど疑を容れず。

次に怯薛歹は元史に怯薛帶父は怯薛台にも作る。字書によれば *kechiltei*(*keshiktei*) の語に、幸福なる、幸運なるの義あり、即ち *keslik* を有する、*keslik* を與へられたるの義なり、而も元史の兵志に「宿衛之士則謂之怯薛歹」といひ、祕史に客失克タチ田とあるを舊譯に護衛とし、實錄に番士と譯したる皆前述の怯薛と同じく、原義にあらずして第二義なり。客失克田は元史に散見する怯薛丹と同じく、怯薛歹(*keshiktei*)の複數の形なる *keslikken* の對音に外ならず。因に、マルコ・ポーロ紀行に見ゆる禁軍の名を *Kushikun*(*Qu sciun*)と讀みたれども、此かる讀み古は同紀行の數種の古寫

本の何れにも見えざることは氏自身の明言する所なり。又氏が古寫本には Quesitam, Quescitam, Questam などありて、何れも其の語尾に *tum*, *tan* 又は *tain* を有する事實を閑却して ² その誤ならんとの推測を下したるは、氏の平生にも似ぬ輕舉なれど、これは蓋しマルコ・ポーロが此の禁軍の名は *knight devoted to their Lord* と云ふほどの意義なりと述べたるより、さては *devoted* の意義ある蒙古語 *kichyeku* こそ之に充つゝあるのなれと信じ、此の *Kichyeku* に近からしめんために、*Quesitam* と *Quescitam* と改めしなるべし。(Yule, Marco Polo, I, 365—6)

次に客ト帖兀勒は字書に、寝る、寝かする、寝ることなどの義を有する蒙古語 *kebtelü* 寝さするの義ある *hebketlikhü* 痘處、寝室の義ある *kebtogüri* などあれば *kebtoghtü* 又は *kebtüli* の對音なるべし。隨て祕史の舊譯及び實錄に之を宿衛と譯したるは穩當なり。

次に土兒合兀惕は祕史の舊譯に散班とし、實錄には *Turkhant* と讀み侍衛と譯したれど、如何なる蒙古語の對音なるやを言はず。字書によるに蒙古語 *torzhin* は、阻止する、拘留する、混亂する、暴露する等の義を有するを見る。因て想ふに *Turkhant* は或は *torgakhin* の複數の形にして、禁庭の附近を徘徊し又は禁庭内に闖入する犯罪者を阻止し逮捕し或は處罰するを彼等の職務の一となせしより其の軍に名けられしものか、猶ほ考ふべし。

最後に火兒赤は蒙古語 *khorchi* の對音なり。*khor* は箭筒の義、*chi* は所有者、所掌者を示す、故に實錄に箭筒士とせるは適譯なり、元史の塔察兒傳に「火兒赤者佩囊鞬侍左右者也」とある火兒赤も、阿刺罕傳に見ゆる火而赤も黒韃事略に「環衛則曰火魯赤」とある火魯赤も皆 *khorchi* の對音に外ならず。然らば乃蠻親征の際創設せる怯薛に關する前後二回の太祖の勅に、箭筒士に就いて何等説及する所なかりし理由如何といふに、吾人は之を以て箭筒士と侍衛との關係の極めて密接にして、時に此の兩者を侍衛の名の下に總稱したりし事實に歸せんと欲するものなり。然れども此の事實は記録に明文あるにあらず、たゞ實錄(三七三—四頁)に載せられたる太祖の勅に「前に四百の箭

筒士を選びたり、選びて箭筒士に者勒^{チエ}蔑^{メイ}の子也孫帖額長となりて禿格^{トゲ}の子不吉歹^{ブギダイ}と議り合ひて居れと云へり。侍衛と共に箭筒士の班班^{ハシハシ}に入り合ふ時、也孫帖額は一班の箭筒士に長となりて入れ不吉歹^{ブギダイ}は一班の箭筒士に長となりて入れ、始兒忽答^{ハルクタマ}黒は一班の箭筒士に長となりて入れ、刺^ヲト刺合^ハは一班の箭筒士に長となりて入れ箭筒士を帶^{ハサウ}るものに侍衛の班班^{ハシハシ}に貼^{ハシマ}く箭筒士にかく、長となりて入らせよ、箭筒士を千に満たせて也孫帖額長となりて居れ〔六四八頁参照〕とあるは、四班の箭筒士は一隊として各班に長あり、又其の隊長を有するに拘らす、同時に侍衛隊に分属せしことを示すものなり、即ち箭筒士に怯薛軍を組織する三隊の一たるに拘らず、或る場合、寧ろ多くの場合に於いて侍衛隊に属せるものと解せざるを得ず。畢見果して正鵠を得たりとせば、太祖の勅に、宿衛侍衛の二隊を擧げて箭筒士隊を言はざりしは必ずしも怪むべきにあらず。たゞ茲に吾人の解すべからざるは、若し侍衛隊の中に箭筒士を含めるものとせば、何故に初設の侍衛を「四百七十の侍衛」と言はずして「七十の侍衛」とのみ言ひしか、これ其の一。又太祖の阿兒孩合撒兒への勅に「勇士どもを選びて千夫とせよ、戰ふ日には我が前に立ちて戰へ、多くの日は、我が侍衛の番士となれ」とある末尾の語が何故に「我が番士となれ」となかりしか、これ其の二。祕史の記載に誤ありと想像せば、それまでなれど、そは單に想像にして解釋にあらずともいひ得べし。猶ほ後日の考を俟つ。後魏の世、胡洛眞なる官あり、即ち箭筒士なり。(白鳥博士東胡民族考参照)

³ 後文四怯薛之長の項に引用せる元史及び祕史の記事を参照せよ。

2 痴薛の職掌

痴薛の職掌は即ち怯薛^ヲ(番士)の職掌なり、而して彼等の屬する痴薛の隊によりて異なれり。

一、宿衛に屬する番士。宿衛の蒙古語 Kebteglü^{は寝る}、「寝る處」などの義なり、即ち夜間の番直

を以て彼等の主要なる任務とせるより此名ありしこと自ら明かなり。宿衛隊所屬番士の勤め方に就いては太祖の勅に「日落ちたる後幹兒朶の後より前より越え行く人を撃へて、宿衛は撃へて宿りて明朝宿衛は彼の言コトバを聞け。宿衛は番直に代り合ふにはその符を渡して入り來よ。代りて出づる宿衛も渡して出で去れ」宿衛は夜幹兒朶の周圍に臥して門を壓へて立てる宿衛は夜に入る人をばその頭を打割り、その肩を落つるほど研りて去けよ。急ぎの話ある人夜來なば、宿衛に話して帳房の北より宿衛と一處に立ちて話さしめよ。（實錄三八〇一頁）などあり。（實錄六四三）

二、箭筒士、侍衛に屬する番士。箭筒士の蒙古語 Khorei は箭筒を帶ぶるもの、義、侍衛の蒙古語 Tarkhanut の原義明ならぬと、前にも言へるが如く、犯人捕縛の義なるべし。其の職掌よりいへば、兩者の間に殆んど何等差別ありとも見えざるに特に箭筒士と名くる一隊を設けしは、單に後魏時代若くは其れ以前よりの北族の古習に因りしものにや。兎に角、此の兩隊の番士は宿衛の番士の夜間の勤務なるに對して、日中の勤務なり、即ち晝間幹兒朶の内外を警護することを掌るものなり。其の勤め方に就いては、太祖の勅に箭筒士侍衛等番直に入りて、晝の行ひを各その道道に行ひて、日の光あるに宿衛に譲りて、外に出でて宿れ。我等の處に夜は宿衛宿り居れ。箭筒士は箭筒を、厨官は器皿を宿衛に渡して去れ。外に宿れる箭筒士、侍衛、厨官は我等湯を飲むまで聚馬處に坐りて、宿衛に届けて、湯を飲み畢へば、箭筒士は箭筒の處に、侍衛は坐の處に、厨官は器皿の處に復り合へ。班班に入る者は、只只道理に依り、

この體例に依り、かく爲せ（實錄三七九）とあるにて其の一班を知るべし。

以上は怯薛三隊の本務に就いて述べたるものなるが、成吉思汗實錄には別に宿衛の掌る雜務として左の如く記せり。

又成吉思合罕宣はく「斡兒朵の侍女家僮駱駝飼、牛飼を宿衛は取締めて、斡兒朵の房車を調へよ。纏鼓、朶囉、鎗、鉢を宿衛調へよ。器皿をも宿衛調へよ。我等の飲物食物を宿衛支度せよ。稠き肉の食物をも宿衛支度して煮よ。飲物食物不足となれば、支度せられたる宿衛に尋ねよ」と宣へり。「箭筒士に飲物食物を配るに、支度したる宿衛に相談無くて勿配りそ。食物を配るに、まづ宿衛より始めて配れ」と宣へり。「斡兒朵の房に入り出づるを宿衛整へよ。門には宿衛の門者家に倚りて立て。宿衛より二人入りて大酒局を執りて居れ」と宣へり。「宿衛より營盤官行きて斡兒朵の房を下せ」と宣へり。「我等應使ひ圍獵する時、宿衛は我等と共に應使ひ圍獵しに行け。車の處に半を斟酌ひて置け」と宣へり。
（五八五—六四六頁参照）

而して之を元史兵志の記事と參照するに、相發明する所尠からず、曰く。

預怯薛之職而居禁近者分冠服弓矢食飲文史車馬廬帳府庫醫藥ト祝之事、悉世守之、雖以才能受任使服官政貴盛之極、然一日歸至内庭、則執其事如故、至於子孫無改、非甚親信、不得預也。其怯薛執事之名、則主弓矢鷹隼之事者曰火兒赤、昔實赤、怯憐赤、書寫聖旨曰扎里赤、爲天子主文史者曰必閣赤、親烹飪以奉上飲食者曰博爾赤、侍上帶刀及弓矢者曰云都赤、闊

端赤、司閻者曰八刺哈赤、掌酒者曰答刺赤、典車馬者曰兀剌赤、莫倫赤、掌內府尙供衣服者曰速古兒赤、牧駝駝者曰麥帖赤、牧羊者曰火爾赤、捕盜者曰忽刺罕赤、奏樂者曰虎兒赤、又名忠勇之士曰霸都魯、勇敢無敵之士曰拔突。其名類不一、然皆天子左右服勞侍從執事之人、其分番更直、亦如四怯薛之制、而領於怯薛之長。¹

さて此の二つの記事を比較するに、元史に所謂怯薛執事は實錄の所謂宿衛の雜務に預るものに外ならざるを看取すべし、而も元史には怯薛の執事といひて特に怯薛の一部の執事といばざのみならず、執事の中に火兒赤即ち箭筒士を數へたり。然らば實際の記事に所謂宿衛は此場合に限りて怯薛の意味にて用ゐられしかといふに、箭筒士に飲物食物を配るに：「」とありて、明に箭筒士と宿衛とを區別せり、而も又同時に宿衛について何等言ふ所なきを以て之を察するに、實錄は此場合に於いて宿衛の中に侍衛を含めたりしかとも想はる。之を要するに、怯薛を三隊に區分すること獨り實錄に見ゆるのみにて、元史は單に怯薛とのみ言ふを以て、各隊の職掌は實錄に據りて之を知るの外途なく、隨て實錄に殿中の雜務を以て専ら宿衛の事と爲す以上、直に之を信じて可なるが如きも實錄の記事には多少疑を挿むの餘地あること前述の如く、又元史の怯薛に關する記事を通覽するも、此等の怯薛官は必ずしも夜間番直を其の主務とする宿衛の專有と推測すべき理由を發見せざるを以て、吾人は寧ろ一般番士中の有力者若しくは適任者が元史に所謂必閣赤、扎里赤等の怯薛官に採用せられ、各々怯薛の長に分属して三日毎に殿中に奉仕したるものと信ずるなり。

註

1 怯薛の執事官の蒙古名に就いて簡略なる説明を試みんに、火兒赤は已述の如く Khorchi の對音にて箭筒士の義なり。昔寶赤は昔博赤とも書き Shihbaghuchi の對音にして shibaguu は蒙古語歷の義なれば、使應官又は養鷹人とも譯すべきか、輶耕鎧に「鷹房之執役者」といひ、山居新話に「養鷹人」とあるもの、共に當れり。怯薛赤は未だ詳ならず。札里赤は Jarikkeli の對音にして jarlib (祕史に札兒里黑) は勅命の義なり。必闎赤は Bichikchi の對音にして bichiki は文書の義なり。黑髮事略に「管文書則曰必徹徹」とある必徹徹も亦同じ。博爾赤は又博而赤寶兒赤等に作り、Boghorchi 又は Börochi の對音にして boghor は廚の義なり。云都赤は Uluchin の對音にして uldu (祕史に兀勒都) 又 ildu は刀の義なり。闊端赤は Kutech の對音にして 鄉導者侍從、護衛兵などの義なり。八刺哈赤は秘史に八刺合臣とあるものにて蓋し Balgachi (Balgechin) の對音ならん balgas, bulgum は Burjat Mongol の方言にて小さき倉庫の義なり、元史に司閭者とあるは倉庫の門を司るの謂なるべし。答刺赤は Darachi の對音にして dana は酒の義なり。兀刺赤は Ulashi の對音にして ulgas 又は uli は驛馬の義なり、祕史に兀刺阿ヘル (Ungbachin) とあるもの亦同じ、故に黒髮事略に「牧者謂之兀刺赤」といへるは正解にあらず。莫倫赤は Morinechi の對音にして morin は馬の義なり。速古兒赤は如何なる語の對音なるや明ならず、sekiki に袖を捲くる、纏けるの義あり、 sekireki に離床する、轉臥するの義あり、速古兒赤は此等の語と關係ある語なるべし。帖麥赤は Temechi の對音にして teme は駱駝の義なり。火你赤は khoni-chi の對音にして khoni は羊の義なり。忽刺罕赤は Khulaghuchi の對音にして khulaghuchi は盜賊の義なれば轉じて捕盜者の義となりしなり。虎兒赤は Kuorchi の對音にして khör は琴の義なり。霸都魯は Batur 技突は Batu の對音にして 共に強め、勇ましき、勇猛、強固、勇士などの義あり。蒙古語に batu, Burjat 語に batur, 满州語に baturn となる。茲に霸都魯と技突とを異なれるものの、如く記せるは編者の誤なり。以上白島先生の示教を得たるもの多し、記して感謝の意を表す。

二 四 怯 薛

1 元史祕史兩書の記載

元史兵志宿衛の條に左の記事あり、曰く、

四怯薛。太祖功臣博爾忽^{ボルホ}、博爾朮木華黎^{ボルムカリ}、赤老溫^{チラウン}、時號摟里班曲律^{チルバクル}、猶言四傑也。太祖命其世領怯薛之長、怯薛者猶言番直宿衛也。凡宿衛每三日而一更、申酉戌日、博爾忽領之、爲第一怯薛、即也可^ク怯薛、博爾忽早絕。太祖命以別速部代之、而非四傑功臣之類、故太祖以自名領之、其云^ニ可^ク者、言天子自領之故也。亥子丑日、博爾朮木華黎領之、爲第二怯薛。寅卯辰日、木華黎領之、爲第三怯薛。巳午未日、赤老溫領之、爲第四怯薛、赤老溫後絕。其後、怯薛常以右丞相領之。

摟里班曲律は成吉思汗實錄^(三四)に「李幹兒出木合黎^{オカル}、李囉忽勒^{オロハル}、赤刺溫^{チラウン}、巴阿禿兒^{バアト}」これら四人の駿馬を側らに置けば、……とあるものにて、「四人の駿馬」の蒙古語「朮兒邊曲魯兀惕」(Dörben Kultiginti)の異なる對音なり、即ち四傑の義と解すべし。也可は蒙古語 yek^{イク} の對音にして大の義なり。さて實錄には、

又成吉思合罕勅ありて、侍衛の四班の宿老たる者に任し、不^合^ハは一班の番士を知りて、番士を整へて入れ、阿勒赤歹^{アルチャイ}は一班の番士を知りて番士を整へて入れ、朮兒必^{ムヒビ}○^{ムヒ}は侍衛の從^{ムヒ}は一班の番士を知りて番士を整へて入れ、朮兒必^{ムヒビ}は一班の番士を知りて

番士を整へて入れ」とて四班の宿老を任じて番直に入る勅を傳へ番直に入るには番直の官人已の處に番直する番士を點檢して番直に入りて三。だ。び。宿。り。合。ひ。代。り。合。へ。：と勅ありき。番直の宿老は第三。第三。の番直にこの勅を番士に聽かせよ、聽かせば番直の宿老罪となれ、勅を聽きてありて、越えれば、勅の旨に依り、番直を脱さば、番士は罪となれ」と勅ありき。(八一五六〇頁参照)

さて實錄に宿老とあるは祕史の客失兀敦斡脫古の義譯にして、字譯せば「客失克」の長老となり、まさに元史の「怯薛之長」に相當するものなることは已述の如し。然るに元史には博爾忽、博爾朮、木華黎、赤老溫を以て之を擬し、實錄には不合・阿勒赤歹、朮歹、朮忽を以て之に充て、全く相符合する所なきは不審の至といはざるべからず。若し元史の記載正しとせば、博爾忽以下の四人は當時皆健在なり、祕史の編者如何に迂闊なりとも此の四元老の名を逸すべし筈なし、即ち元史の記載は當然博爾忽等四人の子弟若くは子孫の義と解せざるべからず、此く解して茲に始めて實錄に所謂四宿老の一人に木華黎の弟、不合あることを發見したれど、他の三人に至つては、木華黎以外の三人と何等かの親族的關係を有せしや否や、茫として捕捉すべからず。然れども若し吾人が前に論證せるが如く、祕史の記載に誤謬ありとし、朮勒忽に代ふるに幹歌列カガレを以てすべしとの卑見にして幸に正鵠を失せざらんには、四宿老中、木華黎の外に博爾朮の弟ありしを知るべく、此くして兩記事間に起れる抵觸は漸く調和的解決の望あらんとす。猶ほ次項に於いて詳論すべし。

2 四怯薛長

元史兵志に前項引用せる文を承けて次の如く記せり曰く、

凡◦怯◦薛◦長◦之◦子◦孫◦或◦由◦天◦子◦所◦親◦信◦或◦由◦宰◦相◦所◦薦◦舉◦或◦以◦其◦序◦所◦當◦爲◦即◦襲◦其◦職◦以◦掌◦環◦衛◦雖◦其◦官◦卑◦勿◦論◦也◦及◦年◦老◦既◦久◦則◦遂◦擢◦爲◦一◦品◦官◦而◦四◦怯◦薛◦之◦長◦天◦子◦或◦又◦命◦大◦臣◦以◦總◦之◦然◦不◦常◦設◦也◦

即ち怯薛長宿老たるものは必ず博爾忽等四人の子孫なるべしも必ずしも父子世襲にはあらざるなり。今元史の所謂第一怯薛より順次に其の世系を掲げ、何人が怯薛の長たりしかを考ふべし。

(一) 第一怯薛。前掲の元史の文には第一怯薛の長官たる博爾忽の後裔は早く絶えたるにより、太祖は別速部の人を以て之に代へたり、而も別速部は四傑功臣の類にあらざるを以て、太祖親らの名によりて第一怯薛を領せしより、一に之を也可。怯薛即ち大怯薛とも稱せりとあれど、是れは編者の誤解なるべし。元史卷一九博爾忽傳及び元明善の撰せる大師淇陽忠武王碑(元文類卷二三所載)によるに、博爾忽の子孫は在の如く繁榮せるを見るなり。

| | | |
|-----|-----|------|
| 馬刺海 | 塔刺海 | 合刺沙 |
| 完者 | 鐵木兒 | 也不干 |
| * | * | —— |
| | | 朵烈不花 |

博爾忽 — 脱歡 — 失列門 — 土土各兒
 月赤察兒 * 俗頭 按馬思不花
 送禿兒也不干 阿荅火者

*
 也先帖木兒

奴刺干

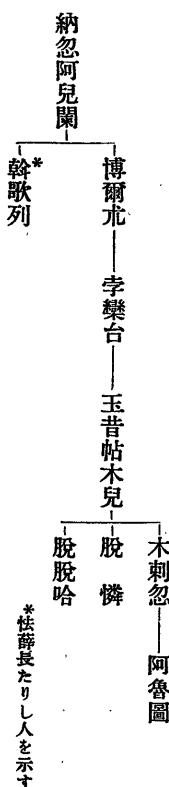
* 怖薛長たりし人を示す

伯都

さて月赤察兒は世祖の至元十七年怯薛長に任せられしこと傳碑共に明證あり、塔刺海の
 怖薛長たりしことは、碑文に武宗卽位の際大德十一年五月帝の優詔に答へたる彼れ自身の
 語を傳ふるによりて疑を容れず、而して仁宗卽位の初、俗頭に詔せる中に「今命公嗣父長怯薛」
 の語あれば、俗頭も亦至大四年を以て怯薛長となりしは明なれど、兄に嗣いてとなくして「父
 に嗣いて」とあるを見れば、月赤察兒は世祖成宗二帝の際に、一旦怯薛長の職を去りて塔刺海
 之に代りしも、塔刺海は至大元年四月を以て彼れに先だちて死せしを以て、彼れ再び其の職
 を兼ね、至大四年九月彼れ死するに及んで、俗頭は始めて怯薛長に任せられしなるべし。俗
 頭の死後、怯薛長の職は博爾忽の子孫中何人に傳はりしか詳ならざれども元典章卷二によ
 るに、仁宗の延祐五年乃至七年の怯薛長に也先帖木兒といふ人あり、又順帝の至正二十六年
 の怯薛長に完者帖木兒といふ人あり、元史卷三文宗紀にも怯薛官完者帖木兒の名見ゆ、二人
 共に月赤察兒の子孫なるが如し。果して然らば元史兵志に「博爾忽早絶、太祖命以別速部代

之、……とあるは、全く編者の誤解と言はざるを得ず。元典章に收められたる至元二十二年行御史臺の發布せる公文及び三十年に江西行樞密院の發布せる公文には「也可怯薛」の名見えたるを以て、也可怯薛の存在は之を認むるに躊躇せざるも、既に博爾忽の裔なる月赤察兒が至元十七年を以て怯薛長に任せられし以上、彼の領せしは固より第一怯薛ならざるべからず、而も至元二十二年乃至三十年に於いて、也可怯薛の存在疑なしとせば、也可怯薛は第一怯薛の別名にあらざりしこと亦自明の理たり。

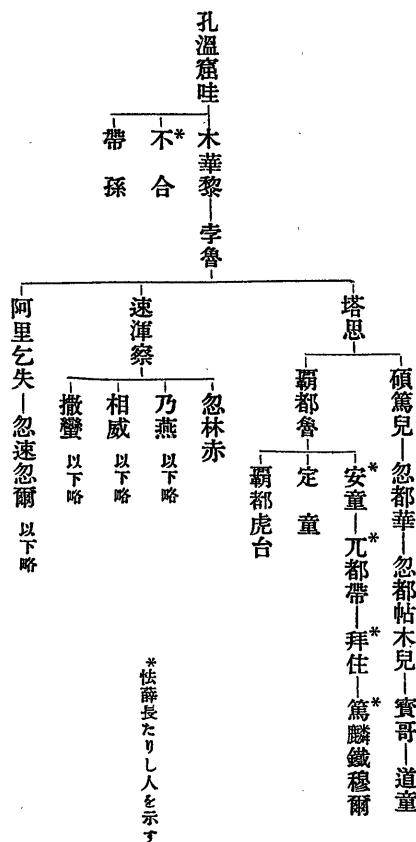
(二) 第二。怯薛元史卷一九博爾朮傳及び祕史によるに博爾朮の子孫左の如し。



* 積善長たりし人を示す

斡歌列が太祖の時先づ怯薛長に任せられたるべきは前に縷述せり。木刺忽の怯薛長たりしことは元典章卷四に收められたる公文の中に仁宗の延祐元年十二月二十一日は木刺忽の怯薛第二日に當れることを示せる語あるによりて明なり。又元史卷一九阿魯圖傳には「阿魯圖博爾赤四世孫、父木忽刺○木刺忽○阿魯圖由經正監製職爲怯薛官掌環衛」とあれば、是れ亦怯薛長たりしなり。阿魯圖は順帝の至正十一年(もしくは其後)薨じて嗣なしといへば、第二怯薛長の職は何人に傳はりしか知るべからず。

(三) 第三怯薛。元史の木華黎・安童・拜住諸傳及び蒙韃備錄碑文等によるに木華黎の子孫左の如し。



孔溫窟哇は實錄に古^{アラム}溫^{アラム}兀^{アラム}阿^{アラム}に作り、木華黎は實錄に模合里、又は木合黎に黒韃事略に暮花里に、蒙韃備錄に沒黑肋又は摩驥羅に作り、不合は實錄(一三頁)に模合里の弟とし、實錄に、抹歌に作るも同じく沒黑肋の弟とす、事略に傳裔に作り且つ暮花里の子とするは誤なるべし。帶孫を不合の弟とせるは備錄に從へるものにして、安童を塔思の孫とせるは元明善の丞相東平忠憲王碑(元文類)に從へるなり。さて不合の太祖朝に怯薛長たりしことは既に前に述べたり、安童・兀都帶・拜住の三人相ついで同職に在りしことは、元史卷一安童傳卷一拜住傳に其

の明證あるのみならず、元典章卷八、二八、によれば、安童は世祖の至元二十四年中、拜住は延祐元年三年五年六年中、怯薛長として其の名を公文書に著はされしを見るなり。而して篤麟鐵穆爾は篤連帖木兒又は篤恰帖木兒の名を以て元統二年の公文書に怯薛長として現はれ、元史卷三 文宗紀至順三年の條には怯薛官篤憐鐵木兒として記されたり。

(四) 第四怯薛。元史氏族表によるに赤老溫の世系左の如し。

鎖兒罕失刺—赤老溫—納圖兒—察刺—忽納

赤老溫の子孫右の表の如しとせば、元史に「赤老溫後絕」とあるは必ずしも當らず、たゞ其の子孫に怯薛長適任のものなくして止みたりとの意味に解すべきか、兎も角、元史其の他の記録に於いて未だ一人の怯薛長をも發見する能はざるは遺憾なり。太祖の時の阿勒赤歹、朵歹、太宗の世の帖木迭兒など或は其の人なるやも知るべからざれども、未だ全く考へ得ず。たゞ前述せる如く所謂也可怯薛は決して第一怯薛にあらず、而して第二第三の怯薛は連綿として襲職せること亦既に説く所の如しとせば、「博爾忽早絶」は誤なるのみならず、次の「太祖……」の文も「赤老溫後絶」の次に入るべきものにして、也可怯薛は第四怯薛の別名と認むべきにあらざるか、猶ほ次項にいふべし。

3 四怯薛の交代

太祖創むる所の怯薛の制に、四班三日更代を定めたることは、既に引用(三八八頁)せる太祖の勅

語に「三たび宿り合ひて代り合へ」第三第三の番直なるとあるにて明なれど、嘗て各怯薛長の率ゐたる怯薛隊の員數が均一なりしや否やに就きて記べ所なし。然るにトヘトロは之に關して明白なる記錄を傳へたり、曰く、

These 12,000 men have four captains, each of whom is in command of 3000; and each body of 3000 takes a turn of three days and nights to guard the palace, where they also take their meals. After the expiration of three days and nights they are relieved by another 3000, who mount guard for the same space of time, and then another body takes its turn, so that there are always 3000 on guard. Thus it goes until the whole 12,000, who are styled (as I said) Keshican, have been on duty; and then the tour begins again, and so runs on from year's end to year's end. (Yule, Marco Polo, I, 366)

即ち各怯薛は均しく三千人より成りしを知るべし。而して更に元史の兵志によりて吾人は四怯薛番直の日に就きて詳細なる規定ありしことを知るを得るなり、而も此の規定は果して一代の定制として永く後世の遵守する所たりしや否や、疑なむ能はず。今先づ兵志の記載を表示して參照に便ならしむ。

| 怯薛 | 長官の祖先 | 番直の日 | 怯薛 | 長官の祖先 | 番直の日 |
|----|--------|------|-----|-------|------|
| 第一 | 博爾忽 | 申酉戌 | 第三 | 木華黎 | 寅卯辰 |
| 第二 | 博爾朮亥子丑 | 第四 | 赤老溫 | 巳午未 | |

さて元代に於いて中央及び地方の重要な官衙より發布する訓令布告等の公文書には中書省樞密院御史臺等の在朝大官が天子に上奏したる語を挿入するを例とするが、右の上奏の際、當該大官の人名を列記する外に、左右に侍坐する怯薛等諸官の人名をも列記し、且つ當日の宿直たる怯薛長の人名及び宿直三日の中の何日目に當れるかと、上奏せる日付の次に附記するもの少からず。今左に一二の例を擧げて讀者の参考に供すべし。

(イ) 延祐五年十月十一日、拜住怯薛。○二日、文明殿裏有時分、博兒赤不花怯里馬赤濶兒魯昔博赤買驢給事中定住等有來。伯答沙丞相阿散丞相兀伯都刺亦列赤平章土平章高右丞換

住左丞晏只哥參政欽察參政哈刺都事等奏過事内一件。
（元典 卷八）

右は江南地方の豪民中、權貴に夤緣して叨りに名爵を得るものあるの事實を列舉したる監察御史某の上申書が、江南諸道行御史臺及び御史臺を経て中書省に達し、中書省の諸官奏請の結果、江西行省に咨を下し、行省より、右の顛末を詳記して其の管内に布告したる劄文の中に見ゆる中書省咨の冒頭辭なり。此文は殆んど解説を要せざるも、試に言はば延祐五年十月十一日、即ち拜住が其の部下なる怯薛を率ゐて禁中の宿直に當れる第二日に、怯薛官たる不花等を左右に侍らせて皇帝仁宗文明殿に出御ありし時、丞相以下中書省諸官の上奏したる事項の一は次の如しといふなり。

(ロ) 皇帝聖旨裏行宣政院准宣政院咨。元統二年正月二十六日、篤連帖木兒怯薛。第二日、延春閣後咸寧殿裏有時分速古兒赤馬札兒台大夫汪家奴院使羅鍋殿中喃忽里火里歹等有來。

本院官撒迦平章・不蘭奚院使……等奏……(所收碑文)

右は元統二年五月二十八日、天目山の中峯和尚の撰述せる廣錄を藏に入るゝことに就きて
行宣政院より、杭州路南山大普寧寺の住持僧明瑞に宛てたる劄子の冒頭に見ゆる文なり。
之によりて樞密院諸官の上奏せし元統二年五月二十六日は篤蓮帖木兒が怯薛長として番
直に入りたる二日目に當れることを知るなり。

吾人は此種の公文書を「元典章」及びEd. Chavannes氏が記録及現存の碑文より蒐集して「通報」
Young Pao (1904, 1908) 紙上に解説を試みたるものゝ中より凡そ十八通を得、之に基づきて左
の表を作る。

| 典章 | 出書所 | 順年代 | 上奏せる年月日 | | | | | | 支* | 怯薛長官 | 番直の日次 | 直當の日支番 | 兵志記合 |
|-----------|-----|-----|--------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|--------|------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | |
| 同 | 同 | 同 | 至元二十一年正月二十五日 | | | | | | | | | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 二十二年十月二十一日 | | | | | | | | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 二十四年四月十八日 | | | | | | | | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 七月十六日 | 庚 | 未 | 戌 | 辰 | 失烈門 | 也 | 可 | 第一日 | 酉戌亥 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 十二月九日 | 己 | 寅 | 丑 | 未 | 第二日 | 子丑寅 | 童 | 第三日 | 未詳 |
| 至大元年十月十一日 | 海 | 月 | 「也」 | 可 | 申酉戌 | 丑 | 巳 | 午 | 未 | 申酉戌 | 合 | 第一日 | 未詳 |
| 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 | 第一日 |

る文書の記載が元史兵志の記載と相合せざるもの少からざるのみならず、前者の記載相互の間に於いても、亦殆んど抵觸せざるはなし、是れ果して如何なる理由によるか、或は三日交代の制度の破れしがためか、或は交代制度あるも、番直日數に増減ありしによるか、或は四怯薛中、甲怯薛長に事故ありし際に乙怯薛長又は他の大官代つて甲怯薛を率ゐて入衛せしことありしがためか、或は典章以下の記録の日支に誤謬ありしがために推算の結果此かる矛盾を來しゝものか、吾人は自ら此等の問題を提出して多少の研究を試みしも、遂に何等的確なる解答を得ざるを遺憾とする。若し又、兵志の記載にして永く後世の準據せしものたらしめば、其の番直日支の比較參照に由りて、某の祖先は博爾忽なり、某の祖先は博爾尤なりと推測すること容易ならんも、事實既に此の如きを以て、此の希望も亦全く水泡に歸せり、隨て月海・阿察赤哈刺章等は太祖の四功臣中何人の後裔なりしかを知る能はず、又隨て也可怯薛は吾人の前に想像せるが如く、果して赤老溫(又は其子孫)の統べたる第四怯薛に代りしものなるや否やをも判定すること能はざるなり。之を要するに、四怯薛番直の日支に關して兵志の明記するが如き規定は、世祖以前はいざ知らず、以後に於いては全く行はれざりしことを斷言するを得れども、然らば如何なる新規定の下に交代せられしかといふに至つては、之を他日の研究に俟たざるべからず。

註

¹ 怯里馬赤は蒙古語 *Kelenechi* の對音にして、談論するもの、言語を主とするものと義より轉じて通事

の義となれるものなり。（史學雜誌第二十二編白島博士の「東胡民族考」三九八頁）。

3 忏薛の員數

怯薛の創設せられし乃蠻征伐の年に於いては、怯薛歹の總數五百五十人なりしも、將來増員して一千人となすの計畫なりしを以て、怯薛の長とも稱すべき阿兒孩^{ア・ル}合撒兒^{カ・サ・ル}を千夫長と呼びしことは已に前に述べたり。太祖第二次の卽位式を擧げし後、大に怯薛の規模を擴張して怯薛歹の數を一萬人となしゝこと、而して之を宿衛箭筒士侍衛の三隊に分ちて各々異なる職掌を附與したこと、亦前述せる所の如し。¹

此くて怯薛一萬人は一代の定制として準據されしに拘らず、種々の事情は常に怯薛歹の冗濫を致すの傾向あり、群臣の正議によりて時に淘汰を行ひ、定額に復するも、後久しからずして再び増加し、元末に至るに隨ひ、殆んど救ふべからざるの状ありしが如し。世祖の朝、太祖の遺制を以て一代の成憲と爲し、マルコ・ボーロは此の怯薛歹をば 12000 Barons と呼びたれば、當時已に定額を越えたり。仁宗の皇慶元年には「怯薛丹一萬人」²とあるは寧ろ大數をいひしものなるべく、文宗の天歷元年四月には一萬三千人と定め、五月には増員して一萬四千人となり、至順二年には更に増員して一萬五千人に上りしが、三年四月には少しく淘汰して一萬三千六百人とせり。其の後の増減は詳に知るに由なきも、固より多少の變遷ありしなるべし。

太祖以後の四朝即ち漠北時代に在りては、怯薛は天子の宮殿にのみ置かれしものゝ如きも世祖朝以後は、累朝の行帳(幹耳朶)皇太子皇子の宮邸にも之を置くことゝなれり。今元史に據りて其の事例若干を示すこと左の如し。

(イ) 累朝行帳怯薛。

1 然四怯薛歹、自太祖以後、累朝所御幹耳朶、其宿衛未嘗廢、是故一朝有一朝之怯薛、總而計之、其數滋多、每歲所賜鈔幣、動以億萬計、國家大費、每敵於此焉。
(卷九、九)

2 至順二年正月……國制、累朝行帳設衛士給事如在位時、近嘗汰其冗濫、武宗仁宗兩朝各定爲八百人、英宗七百人。
(文宗紀)

元代行帳の制詳かに知り難しだ、太祖の四幹耳朶が皆漠北蒙古の地に在りて各若干の后妃之に居りしことは、元史祕史等によりて之を知るべく、太宗定宗憲宗の諸帝が四季によりて幹耳朶を異にせしことは、元史及びRashidの集史等によりて其の一班を知るのみ。元史卷一、后妃表及び卷九食貨志歲賜の條には、世祖に四幹耳朶、武宗に二幹耳朶ありしとを記するも、其の所在さへ詳かならず。然れども前掲の記載によるも、又歲賜の制ありしより察するも、太祖の四行帳以下累朝の行帳は、一代を通じて鄭重に保存せられ、そこには若干の行帳官と怯薛とが置かれしこと疑なし、而して其の怯薛の員數は大約七八百人なりしなるべし。

(ロ) 皇太子怯薛。

1 至元二十二年六月、以民八十戶賜皇太子宿衛臣嘗從征者。
(卷一三、世祖紀)

2 泰定元年七月中書省臣言、東宮衛士先朝止三千人、今增至萬七千。請命詹事院汰去、仍依舊制從之。（卷二九、泰定帝紀）

3 天歷二年四月甲午、四番衛士各分五十人、直東宮。（文宗紀）

4 至元六年三月成宗潛邸四怯薛戶饑、賑米二百石鈔二百錠。（順帝紀）

5 至正十年十一月丙辰、以高麗瀋王之孫脫脫不花等爲東宮怯薛官。（卷四二、順帝紀）

6 至正十三年十月壬戌、賜皇太子五愛馬部の義怯薛丹二百五十人鈔各一百一十錠。（三、順四

紀帝

英宗の世、東宮衛士の數三千人なりしを、泰定帝即位の初、俄かに増して一萬七千人とせしは、如何なる事情ありて然りしか、未だ詳なるを得ざるも、例外中の例外なるべし。天歷二年に四怯薛の兵各五十人合せて二百人を分遣して東宮の衛士とすといひ、至正十三年に皇太子の五部の怯薛丹二百五十人に給鈔すとあるによりて推察するに、蓋し東宮怯薛は二三百人を以て舊制に適へるものとせしなるべく、英宗の世の三千人も寧ろ例外に屬せしならん。

(八) 皇子怯薛。

1 至元二十一年六月甲戌、賜皇子愛牙赤怯薛帶李折等及兀刺海所部民戶鈔二萬一千六百四十三錠、皇子南木合怯薛帶怯憐口一萬二百四十六錠。（卷一三、世祖紀）

2 皇慶元年四月敕皇子碩德八刺置四宿衛。（仁宗紀）

皇子怯薛の員數は之を知るに由なきも、右の2によれば皇子の怯薛も天子の其れと同じく

四班に分ちて更代宿直せしことを知るべく、之を^(ロ)の4と對照して、東宮怯薛にも同じく四班番直の制ありしを推測すべく、吾人は更に進んで、すべての怯薛が天子の制に倣へるものなることを信ぜんと欲す。

是に於いて問題は自から起り来る、即ち所謂「舊制怯薛定額萬人」は天子の怯薛の員數なりしか、將た又總ての怯薛の員數なりしか。東宮の衛士のみにても、泰定元年には一萬七千人に上れりと見え、英宗の時には三千人ありきといひ、又天歷五年には裕宗(太子眞金)及び昭獻元聖皇后(眞金の妃第ニ位)の宿衛三千人ありきといふに徵すれば、所謂「定額」は天子の怯薛のみの定額を指示せるに似たり。然れども事實は決して然らず、今其の理由を列舉せんに、(一)元史文宗紀天歷三年四月の條に「中書省臣言、各宮分及宿衛士歲賜錢帛舊額萬人去歲增四千人、邇者增數益廣、請依舊額爲宜、詔命阿不海牙、裁省以聞」^(卷三)と記す、茲に「去歲增四千人」とあるは即ち天歷二年の條に「四月賜衛土萬三千人鈔、人八十錠四番衛士舊以萬人爲率、至是增三千人。」[…]五月四番宿衛增爲萬三千人、至是又增千人^(卷三)とあるをいひしものにて四怯薛の兵數に外ならず、殊に各宮分○皇子等及宿衛士とあるは之れ偶々全怯薛の定員一萬人なることの明證といふべし。(二)前にも引用せる元史の記事天歷二年四月分四番衛士各五十人直東宮とあるは、東宮の怯薛は天子の怯薛の分遣隊に外ならざること、換言すれば、天子の四怯薛より獨立して東宮の四怯薛あるにあらざることを斷言せしむるに足る。要するに累朝行帳、東宮、皇子等の各怯薛は天子の怯薛の制に倣へて設けられたれども皆天子の怯薛の中よ

り怯薛(番士)を分遣して其の番直宿衛に任せしものなるを以て、怯薛の總數は時に増減あるも、定制としては一萬人なりしなり。

註

ドーラン氏が太祖成吉思汗の軍隊に關し、Fashid Djami ut-Tavarikhに據りて記する所を見るに、左の如し。

Son armée était, à sa mort, de 130 mille hommes. Il en donna à Touhui 101 mille, divisés en trois corps, le centre (coul), l'aile droite (burroun-car), et l'aile gauche (tchououn-car). Le centre n'était composé que de mille hommes, qui formaient la garde de Tschingiz-khan; c'était son propre régiment, commandé par le noyau Tokayan, né tangoute, dont il avait pris soin depuis l'âge de 13 ans, et qu'il appelaient son cinquième fils. Tokayan était en même temps capitaine de la première compagnie de cette garde. Les autres centaines étaient attachées par des emplois aux quatre grands ordzou, ou cours des quatre impératrices, femmes de Tschingiz-khan, où ils remplissaient les fonctions d'intendants de la table, d'écuriers, etc. Ce régiment était tenu aux mêmes prestations, en chevaux de relais, en provisions de bouche, etc., que les autres de l'armée. L'aile droite, forte de 38 mille hommes, était commandée par le noyau Bourgoudji, de la tribu Erlate; il avait son propre régiment, L'aile gauche, de 62 mille hommes, obéissait à Moucouli, de la tribu Tebélérite. (DOhsson, Histoire des Mongols, II, 3—4)

此文によれば成吉思汗の晩年に於ける全軍十二萬九千人の中、拖雷は十萬一千人を領し、之を中右左の三軍に分ち右軍三萬八千人は李翰兒(博爾赤)之を率ゐ、左軍六萬二千人は木華黎之を率ゐ、中軍一千人は察罕之を率ゐたり。之を成吉思汗實錄(秘史)に照すに、是れ正に所謂右左中の三萬戸に當るものなれども(實錄三六七一八頁参照)實錄によれば中萬戸は察罕にあらずして納牙阿なり。又ラシムによれば中軍即ち近衛軍は其數僅かに一千人にして實錄及び元史に一萬人とあるに合はず。假りにラシムの所謂近衛軍は實錄に所謂 Kobteghul(宿衛)を指せるものと解せんか、兩者は其の組織の上に於いて頗る相似たる所あるに拘らず、猶ほ實錄によれば宿衛隊長も

其の第一班長も共に也エクキ可ケキ担ゲル元ムツ都スにして察罕にはあらざるなり。又ラシードの記事には「察罕は
[capitaine de la première compagnie de cette grande armée]」の文を承けて直に「Les autres contingents」は四大斡耳朵に入りて成吉思汗の四皇后に奉仕せり」と云々とあれど、capitaine と contingents と書き分けたる理由明らかにらず、隨つて後者は字義のまゝに百人長たりしか、前者は後者の若干人を統率せしものなるかは全く詳ならず、隨つて又折角の四大斡耳朵の近衛兵(怯薛ならん)の員數は之に由つて知ることを得ざるなり。之を要するにラシードの記事は元史祕史等の其れと相俟つて發明する所あるべきが如くにして而も左支右吾遂に何等の光明を與へざるものなり。故に吾人は怯薛の組織及び員數を考ふるに當り、ラシードの記事を棄てて本文の如くに推定す。

Vale, Marco Polo, I, 380.

元史(卷八七)百官志・宣徽院の條に「皇慶元年增院使三員始定怯薛丹一萬人、本院掌其給授」とあり。

三 忌薛と怯薛以外の親軍

元史の兵志の叙述に「世祖時頗修官制、内立五衛以總宿衛諸軍、衛設親軍都指揮使、外則萬戶之下置總管、千戶之下置總把、百戶之下置彈壓、立樞密院以總之」と記し、同じ兵志の宿衛の條の冒頭には「宿衛者天子之禁兵也、元制宿衛諸軍在内、而鎮戍諸軍在外、内外相維、以制輕重之勢、亦一代之良法哉」と述べて、宿衛及び鎮戍の二項に分ち、宿衛の項には四怯薛及び五衛の事を併叙せり。人若し此等の記載のみによりて判断せんには元代の兵制は當さに左の如きものとなるべし。

内=宿衛諸軍——怯薛——怯薛長

五衛——親軍都指揮使——樞密院

外=鎮戍諸軍——萬戶府千戶所等——萬戶千戶等

然れども宿衛の項に、四怯薛の制を記せる中に、而四怯薛之長、天子或又命大臣、以總之、然不常設也といひ、又若夫宿衛之士、則謂之怯薛歹、亦以三日分番入衛、其初名數甚簡、後累增爲四千人、揆之古制、猶天子之禁軍、是故無事則各執事、以備宿衛、禁庭有事則、惟天子之所指使、比之樞密各衛諸軍、於是爲尤親信者也」とあるを見れば、怯薛の軍は直に天子若しくは天子命ずる所の大臣に隸屬し、各衛の軍は樞密院に属せしことを知るべし。即ち怯薛も各衛も共に親軍たるは則ち一なりしと雖も、天子の親信の厚薄よりいへば、怯薛は實に親軍中の親軍たりしなり。今、上述する所によりて元の兵制の真相を考ふるに、蓋し左の如し。

内=宿衛諸軍——怯薛——四怯薛長——天子（又は親任大臣）

各衛——親軍都指揮使

樞密院

外=鎮戍諸軍——萬戶府千戶所等——萬戶千戶等

樞密院

鎮戍諸軍の制に就いて論ずるは問題外なれば、姑く之を措くも、各衛と怯薛とが共に宿衛軍と名づけられ、合して所謂親軍を成すに拘らず、而も一は天子に直隸して殊寵を被り、一は鎮戍諸軍と共に樞密院に属して怯薛と異なる待遇を受けたりとせば、所謂各衛の諸軍は其の組織及び職掌に於いて怯薛の其れに比して如何なる相異ありしか、是れ當然此の小篇

に論述せらるべきものなり。然れども元史の兵志及び百官志の之に關する記載は、かなりに詳細にして、通讀一過、其の一班を知ること難からず、乃ち茲には極めて大體なる記述によりて兩者の比較を試むべし。

(一) 番士と衛士との資格上の相異。番士とは怯薛に屬するものをいふ、之に對しては各衛に屬するものを假りに衛士と稱すべし。

番士〔怯薛〕^{アシハ}は怯薛創設の際、千戸百戸等の官人、及び白身者の子弟より選拔せられ、子孫世襲なること前に述べたり。然るに太祖以來四方を征服せる結果蒙古人は勿論外國人中特に功勞ありし文武官の子弟にして番士に拔擢せられしもの亦少からず、元史の列傳を見るに或は「入宿衛」〔備宿衛〕といひ、或は「爲火兒赤」「爲博兒赤」「爲必闖赤」「爲速古兒赤」などあるもの甚だ多く、而して始めて宿衛に入るもの多くは幼少の時に在るなり。創設當時の番士は殆んど皆蒙古人なりしも、次第に外國人を加へ、太祖の晩年には、所謂色目人出身の番士の數益多く、漢人にして擢用せられしもの亦必ずしも少なしとせざりき。而も原則としては番士は蒙古人に限られ、定數に満たざる場合には色目人を採用するも、漢人に至つては事情の許す限り排斥する方針なりしことは、元史の武宗紀に至大二年六月甲戌以宿衛之士比多冗雜、違舊制、存蒙古色目之有閥閱者、餘皆革去^(三)〔四〕至大四年四月、詔分汰宿衛士、漢人高麗南人^(三)○三者共漢冒入者^(四)還其元籍^(四)、文宗紀に至順元年八月、中書省樞密院御史台言、臣等比奉旨、裁省衛士、……其汰去者、斥歸本部、著應籍役、自裁省之後、各宿衛後有容匿漢南高麗人及奴隸濫充者、怯

薛官與其長杖五十七犯者與曲給散者皆杖七十七沒家貲之半以籍入之半爲告者賞仍令監察御史察之。制可(卷三)とあるによりて其の一班を知るべし。

衛士の資格は番士のそれの如く詳ならぬど一般鎮戍軍中の精銳を選んで之に充てしことは世祖紀に「中統四年正月丙午詔諸翼萬戶簡精兵四千充武衛軍(卷五)」至元二年十二月丁亥勅選諸翼軍富強才勇者萬人充侍衛親軍(卷六)「至元十五年五月選江南銳軍爲侍衛親軍(卷二)」至元十六年四月選南軍精銳者二萬人充侍衛軍(卷一)とあるによりて略ぼ疑なかるべし而して彼等の屬する階級(?)が色目人たると漢人たるとを問はざりしことは兵志に「至元二年十二月增侍衛親軍一萬人内選女直軍三千高麗軍三千阿海三千益都路一千(卷九)」世祖紀に至元三年正月選女直軍二千爲侍衛軍(卷六)十五年五月選江南銳軍爲侍衛親軍(卷一)至元二十七年四月發六衛漢軍萬人伐木爲修城具(卷二)武宗紀に「至大元年正月辛未敕知樞密院事鐵木兒不花等摘漢軍萬人別立衛隸皇太子位(卷二)仁宗紀に「延祐五年正月丁酉敕廣寧開元等萬戶府軍入侍衛(卷二)」とあるにて明なり。

(二) 番士と衛士との職掌上の相異。

番士の職掌は既に前に述べたる如く晝夜殿中を護衛し内庭に於ける冠服弓矢飲食文書車馬廬帳府庫醫藥卜祝等の雜務を執る。

衛士の職掌は如何之を述ぶるに先だち各衛の名稱創設及び職掌の一端を示さんがために百官志及び兵志によりて左の表を作¹る。

| 衛 | 名 | 年創代號 | 長官 | 職 | 掌 | 沿革 |
|------------------------|-----------------------------------|--------------------------|----|---|-------------------|----|
| 唐貴武右都威衛 | 五衛 | 中統三年立武衛、至元年改侍衛、八年爲右左中三衛。 | | | 掌宿衛扈從兼屯田、國有大事則調度之 | |
| 赤衛 | 前後衛 | | | | | |
| 十至十八年元 | 至十六年元 | | | | | |
| 至元二年 | 至元四年 | | | | | |
| 元年三 | 元年 | | | | | |
| 年貞 | 年德 | | | | | |
| 二至年大 | 七大年 | | | | | |
| 蒙古侍衛 | 域衛 | | | | | |
| 西都威衛 | 虎威衛 | | | | | |
| 左翊蒙古侍衛 | 右翊蒙古侍衛 | | | | | |
| 阿速衛 | 蒙古侍衛 | | | | | |
| 左阿速衛 | | | | | | |
| 右阿速衛 | | | | | | |
| 掌修治城隍及京師內外工役兼大都屯田事。 | 管領河西三千人以備征討。 | | | | | |
| 掌宿衛城禁、兼管潮河蘇沽兩川屯田、供給軍儲。 | | | | | | |
| 至元十八年立蒙古侍衛。 | 至元十六年立虎賁軍。至元九年初立阿速都達魯花赤、二十三年名阿速軍。 | | | | | |

掌屯軍徵巡盜賊於居庸關南北口。

(至元二十五年立
北口上千戶所、至
四年改萬戶府。至
南)

(至元二十三年立
察衛、至治二年分
為左右兩衛。)

| 康 | 禮 | 衛 |
|---|---|-----|
| 隆 | 鎮 | |
| 忠 | 翊 | 衛 |
| 右 | 翊 | 衛 |
| 欽 | 察 | 衛 |
| 左 | 欽 | 衛 |
| 宗 | 仁 | 蒙古衛 |
| 龍 | 翊 | 侍衛 |
| 翊 | 侍 | |

| | | | | | |
|----|----|------|------|------|------|
| 元天 | 年歷 | 二至年治 | 元至年治 | 元皇年慶 | 三年？大 |
| 年歷 | | | | | |
| | | | | | |

又兵志宿衛の條に「夫屬輶鞬、列宮禁、宿衛之事也、而其用非一端。用之於大朝會則謂之圍宿軍、用之於大祭祀則謂之儀仗軍、車駕巡幸用之則曰扈從軍、守護天子之帑藏則曰看守軍、或夜以之警非常、則爲巡邏軍、或歲漕至京師用之以禪壓、則爲鎮遏軍」とあるは、頗る番士の職掌に近似すれども、同じ條に、項を分つて右の諸軍の職務に關する事例を擧ぐるを見るに、疑もなく、衛士の職掌に就いて言へるなり。然れども茲に所謂巡邏軍、看守軍の如き、果して番士の職掌と相抵觸する所なかりしか、又表に見るが如く、所謂五衛の職掌に宿衛扈從の事あり、右左阿速衛の職掌に宿衛城禁の事あり、此等は如何に解釋すべきものなるか、少しく惑はざるを得ず。由來元史に所謂「宿衛」の語義必ずしも明瞭ならず、往々にして怯薛をも各衛をも併せて此の語の下に稱せらるゝこと已に之を指摘せり。因つて想ふに番士の宿衛は天子の身邊を護衛するを目的として、衛士の宿衛は宮城全體の警護を目的とせるものなるべし、換言す

れば番士と衛士とは、其の宿衛に就く位置の近さに於いて異なる點ありしに外ならずと解せらる。

衛士の職掌は固より宿衛のみにあらず、其の員數の番士に比して遙に多きだけそれだけ、頗る多端なり、京城の警護、京城内外の工役、京師への漕運の取締は勿論、大都上都附近の警察、屯田兵糧等に關して少くとも其の一部を擔當し、時には遠く地方に出征することありしなり。詳細なる研究は之を他日に期せんも、要するに彼等の任務は番士の其れに比して頗る異なる所ありしを看取すべし。

註

1. 此他、兵志には宣忠幹羅思尾衛、威武阿速衛、東路蒙古侍衛、女眞侍衛・鎮守海口侍衛、宣鎮侍衛等の名を列舉すれども、其の建置沿革明ならねば、表には省略に從へり。又各衛の組織及び職掌について、兩志に明文なきものは、すべて記入を省きたれど、必ずしも全く不明なるにあらず、例へば西域・阿速・唐兀欽察康禮(即ち康里)等の地方名を冠する諸衛は、元來、若くは主として當該地方人より組織せられしを推測すべく、貴赤は蒙古語 *Qasidai* の對音にして疾走者の義なれば、少くとも元來は健脚者を以て組織したるものなるべく、威都衛は其の沿革より考へ、初めは皇太子、後には皇太子の侍衛を掌りしものなるべし。然れども吾人當面の研究題目は元代の怯薛、即ち親軍の一部にして親軍全部にあらず、因つて茲には單に怯薛軍と各衛軍との相異、即ち番士と衛士との相異に就いて大體の觀念を捕捉するを得ば足れりとすべし。

四 忨薛の寵任と功過

既に屢々説及せる所の如く、怯薛に屬する人々即ち怯薛タクセイ太祖創設の際より非常なる寵遇と親任とを得たり、今其の要點を列舉すべし。

(イ) 創設の際、彼等は其の閥閱の高下によりて、各若干の隨從者を率ゐて怯薛に入るを許されたり、即ち千戸の子は弟一人と從卒十人を許され、百戸の子は弟一人と從卒五人を許され、十戸即ち牌子頭の子及び自身者の子は弟一人と從卒三人を許されたり。(實錄三七)

(ロ) 創設の際、彼等は千戸よりも上位者として待遇せられたり。即ち太祖の勅に「外に居る千戸の官人より我が番士タクセイ丹怯薛タクセイは上に在るぞ、外に居る百戸十戸の官人より我が番士の家人タクセイは上に在るぞ、我が番士に外に居る千戸ども同等となりて並びて、我が番士と歐ち合はゞ、千戸の人を罪せん(實錄三八)」とある是なり。

(ハ) 彼等は帝室の福の神と目せられたり。太祖の勅に「我が九十五の千戸より身に貼く近臣に選びて來つる萬の親近なる我が番士を久後我が位に坐りたる子ども、我が子孫の子孫は、この番士を遺念の如く想ひて怨みしめず、善く扱へ、この萬の番士を我がめでたき福音と云ひて居らずや(實錄三八)」と見ゆ。

(ニ) 彼等の中、太祖第二次即位前に怯薛に入りしものは、特に寵任せられ宿衛ならば老宿衛幹脱古思客ト帖兀勒、侍衛ならば大侍衛也客思禿兒合兀惕、箭筒士ならば大箭筒士也客思豁兒臣と呼ばれたり。(實錄三八)

(ホ) 忏薛出身者が破格の陞進を爲し、文武の大官となりしもの蒙古人には勿論、色目人乃至漢人にも其の數頗る多かりしことは、元史の列傳を一瞥せば、自から明なり。

(ヘ) 宗室諸王駙馬に歲賜あるは歴代の制なれども、元代には忻薛にも此の特典を與へたり。忻薛歲賜の額は時の前後によりて大小あれども、一人鈔二三十錠より七八十錠に達せしものゝ如し、例へば、仁宗卽位の年四月に「定四宿衛士歲賜鈔二十四萬二百五錠」(仁宗紀)とあれば、定員一萬人と見て一人約二十四錠に當りしに、文宗の至順二年正月には「給衛士萬人歲例鈔人八十錠」といひ、十二月には「歲賜鈔人二十錠」とある(文宗紀)が如し。

註

1 マルコ・ポーロは皇帝忽必烈より年々忻薛々に下賜する華美を盡せる服装に就いて珍らしき事實を傳へたり。其の記事は譯註者ニール氏の指摘せるが如く、多少の取捨を要すべきは言を俟たざれども、又以て彼等が如何に天子の殊寵を被りしかを見るの一例と爲すに足るが故に、今左に之を引用すべし。

Now you must know that the Great Khan bath set apart 12,000 of his men who are distinguished by the name of Kastikan, as I have told you before; and on each of these 12,000 Barons he bestows thirteen changes of raiment, which are all different from one another; I mean that in one set the 1,200 are all of one colour; the next 12,000 of another colour, and so on; so that they are of thirteen different colours. These robes are garnished with gems and pearls and other precious things in a very rich and costly manner. And along with each of these changes of raiment, i.e. 13 times in the year, he bestows on each of those 12,000 Barons a fine golden girdle of great richness and value, and likewise a pair of boots of Camut, that is to say of Bonyal, curiously wrought with silver thread; insomuch that when they are clothed in these dresses every man of them looks like a king! And there is an established order as to which dress is to be worn at each of these thirteen feasts. The Emperor himself also has his thirteen sets corresponding to those of his Barons; in colour, I mean (though his are grander, richer, and costlier), so that he is always arrayed in the same

colour as his Barons, who are, as it were, his comrades. And you may see that all this costs an amount which it is scarcely possible to calculate. Now I have told you of the thirteen changes of raiment received from the prince by those 12,000 Barons, amounting in all to 156,000 suits of so great cost and value, to say nothing of the girdles and the boots which are also worth a great sum of money. All this the Great Lord hath ordered, that he may attach the more of grandeur and dignity to his festivals. (Yule, Marco Polo, I, 380—1)

此の記事は同書の他の記事(373—5)を反覆せる所多き。又 thirteen suits of raiment, thirteen feasts は three suits of raiment, three feasts の誤なる。かくこと等に就いては、ヨーレ氏の説に従ふべし。兎も角果して斯かる優賜ありかとせば、元史に「每歲所賜鈔幣、動以億萬計、國家大費、每歲於此焉」(卷九九、兵志)である。もの必ずしも誇張の辭にあらず。尙ほ元史の歲賜の條(卷九五、食貨志)を参照すべし。

2 怯薛の功過

元史卷二 宦者傳の叙語とくべ

前世宦者之禍嘗烈矣。元之初興、非能有鑒乎古者。然歷十有餘世、考其亂亡之所由、而初不自奄人出何哉。蓋自太祖選貴臣子弟、給事內廷、凡飲食冠服書記、上所常御者、各以其職典之、而命四大功臣、世爲之長號。四怯薛故天子前後左右皆世家大臣、及其子孫之生而貴者、而宦官之擅權竊政者、不得有爲於其間。雖或有之、然不旋踵而遂敗。此其詭謀可謂度越前代者矣。元代宦官之事詳かに知り難きも、漢北時代に於いては殆んど隻影を見ず。世祖燕京奠都の後、漸く内庭に現はれしものか、而も其數極めて少なく、元末に至るに隨ひ次第に増加せしことは、順帝紀に「元統三年九月、御史臺臣言國朝初用宦官不過數人。今內府執事不下千餘、乞依舊制、裁減冗濫、廣仁愛之心、省糜費之患。從之」(卷三)と記するによりて概見すべし。然れども宦官

の禍は元朝を通じて殆んど之を見ることがありしは、蓋し元史編者の論ぜる如く主として怯薛の之を牽制監視せるに因る。果して然らば、怯薛制度の功績も亦大なりと謂ふべし。然れども天子に近侍して非常の寵任と特權とを享受したる怯薛の士は、其の子孫に至りて漸く殊寵に狎れ、特權を濫用するものを出すは、殆んど免るべからざる勢なり。今左に元史及元典章の記事を摘錄して怯薛頗廢の一斑を示す。

(イ) 越職奏事と内降聖旨

1 至元二十年四月禁近侍爲人求官紊亂選法。(卷一
世祖紀)

2 大德十一年六月鐵木兒不花慾刺合兒等言舊制樞密院銓調軍官公議以聞比者近侍自擇名分從內降旨恐壞世祖定制且誤國事在成宗時嘗有旨輒奏樞密事者許本院再陳臣等以爲自今用人宜一遵世祖成憲帝曰其遵前制餘人勿輒有請又言軍官與民官不同父子兄弟許其相襲此世祖定制比者近侍輒有以萬戶千戶之職請於上者內降聖旨臣等未敢奉行帝曰其依例行之。(卷二
武宗紀)

3 大德十一年七月御史大夫月兒魯言舊制中書省樞密院御史臺宣政院許得自選其人他司悉從中書銓擇近臣不得輒奏如此則紀綱不素帝嘉納之。(上同)

4 同年八月甲午中書省臣言內降旨與官皆八百八十餘人已除三百未議者猶五百餘請自今越奏者勿與帝曰卿等言是自今不由中書奏者勿與官……御史臺臣言中書省樞密院御史臺宣政院得自選官具有成憲今監察御史廉訪司官非本臺公選而從諸臣所請自內降

旨。非祖宗成法。帝曰。凡如此者。鄉等其勿行。

(上同)

5 同年十二月。改元の詔の中に「凡選法、錢糧、刑名、造作、一切公事。近侍人員、母得隔越聞奏」の語

あり。(上同)

6 至大二年正月乙巳。塔思不花乞台普濟右並中書言。諸人恃恩徑奏。璽書不由中書直下翰林院。給與者。今覈其數。自大德六年至至大元年所出。凡六千三百餘道。皆于田土戶口金銀鐵冶

增餘課程進貢。奇貨錢穀選法。詞訛造作等事。害及於民。請盡追奪之。今後有不由中書者。乞勿與。制可。 (武宗紀三)

7 至大五年十二月中書省臣言。世祖定立選法。陞降以示激勵。今官未及者。或無故更代。或臘等進階。僭受國公丞相等職。諸司已裁而復置者有之。今春以內降旨除官千餘人。其中欺僞豈能悉知。壞亂選法。莫此爲甚。帝曰。凡內降旨。一切勿行。

(仁宗紀四)

(口) 奸民の授屬と避役請俸。

1 大德元年。豪民規避徭役。往往授充王府宿衛。有司不勝供給。忽辛按朝廷元額所無者。悉籍爲民。去其宿衛三分之二。

(忽辛傳)

2 大德十一年十二月。至大改元詔書内。一欵。近爲漢人南人軍站民匠等戶。多有投充。怯薛歹。鷹房子等。名色影避差徭。濫請錢糧。靠其他戶。已自元貞元年爲始分揀。今後除正當怯薛歹。蒙古色目人外。毋得似前亂行。投屬其怯薛歹各枝兒官員。亦不得妄自收係。違者並皆治罪。監察御史廉訪司嚴加體察。

(元典重民籍卷二、聖)

3 至大三年四月十八日上^ノ皇太后尊號詔書内一欵。

薛歹等名色規避差役冒請錢糧者並行禁治^チ

4 延祐六年九月癸卯御史臺言……其貪汚受刑奪職不敍者責^チ緣近侍出入內庭號倅名爵宜

斥逐之。帝皆納其言詔謂四宿衛嘗受刑者勿令造禁廷。

(仁宗紀)

(上同)

5 泰定元年六月帝在上都先是帝以災異詔百官集議珪……與宋文瓊詣上都奏之其議曰……比年游惰之徒妄授宿衛部屬及宦者女紅太醫陰陽之屬不可勝數一人收籍一門獨復一年歲所請衣馬芻糧數十戶所徵入不足以給之耗國損民爲甚臣等議諸宿衛宦女之屬宜如世祖時支請之數給之餘悉簡汰。³ (張珪傳)

怯薛の放縱は夙く世祖の時に始まり其の晩年より成宗の世に至つて漸く腐敗し來れるを見たり。武宗仁宗の二帝賢明の資を以て時弊の改革に勵精し省臺の大臣能く侃諤の議を上りて倦まざりしも、怯薛の宮中に於ける勢力の根柢既に深く牢として抜くべからざるものありけん大臣頻りに改革の急を叫び、皇帝屢々舊制遵守の勅を出しゝも、殆んど効なく殊に仁宗崩じて後は、宗室の内訌、大臣の争權益甚しかりしかば、怯薛の士は之に乗じて愈々驕慢となりしものゝ如く有名なる張珪の奏議も全く泰定帝の顧みる所とならず、其の後は上に英主なく下に賢臣なく、元室の失政年と共に加はりて遂に社稷を失へるなり。此くて嘗て宦官を抑へて宮中の肅清を維持するの功ありし怯薛の士は、今や自ら宦官に代つて内廷の驕兒となり、終に百年恩顧を受けたる主家覆滅の勢を助長したること是非なけれ。

註

1 以下引用する元史の記事に頻出する「近侍」なる語は、單に字義より察するも、天子に近侍する人々の謂にて、怯薛（元史にては多くは宿衛と譯す）の士を始め、宦官宮女等をも含み、又往々其の意味を以て、元史に散見するを疑はざれども、多くの場合に於いて「近侍」中の最有力者たる怯薛ヲと同義に用ゐられたりと解するも不可なるべし。文宗紀に「至順二年正月癸未、立侍正府、以總近侍、秩從二品」（卷三五）と見ゆ、之を百官志に照すに「侍正府、秩正一品、至順二年置、……掌内廷近侍之事、領速古兒赤四百人、奉御二十四員、……」（卷八八）と記し、別に奉御二十四員は其の職掌によりて尙冠・尙衣・尙擎・尙沐・尙飾・兼尙擎・掌簿の五奉御に分たれ、掌簿四員の外は、各奉御に正副各二員を置きしこと、而して天歷の初「四怯薛之速古兒赤」を以て之に任せることを述べたり。又世祖紀に「至元二十九年十月癸丑、完澤等言、凡賜諸人物、有二十萬錠者、爲數既多、先賜者盡得之、及後將賜、或無可給、不均爲甚、今計怯薛帶、怯憐口音博赤哈刺赤、凡近侍人、上等以二百戶爲率、次等半之、下等又半、又於下等擇尤貧者、歲加賞賜、別無不均之失矣、……」（卷一七）とあり、昔博赤は前述せる如く Shubeguchi の對音にして鷹房の官なり、哈刺赤は、土土哈傳に「班都察（○土土哈の父）嘗侍左右、掌方馬畜歲時洞馬乳、以進、色清而味美、號黒馬乳、因目其屬曰哈刺赤」（卷一二八）とあれば、哈刺赤は Kubachi の對音にして Kubra は黑色の義なり、怯憐口の音義未だ詳ならず、免に角、此等の諸官は皆怯薛に屬するものなるに、茲には直に承けて「凡近侍人」と言へるを以て之を察するに、近侍の語義自から了解せらるべし。

2 武宗紀に改元の詔あり、中「禁投屬怯薛万鷹房遞役溢請錢糧」（卷二二）の語あり、文稍異なるは、元史の編者が意を取り略せるが爲なるべし。

3 裴珪等の奏議は、もと泰定帝の諮詢に答へて時弊を指摘したるものなれども、其の論ずる所、國初以來歴代政治の得失に及び、議論雄大にして精博、實に史家必讀の文字なり。近侍の私曲を營み、天子を蒙蔽する事に關して、其の説く所、亦、痛切を極めたるを見るも、煩を厭ひて茲には省略に從ひたり。